

西条市本人通知制度事前登録申請書

受付	本人等の確認事項	入力確認	名簿登録番号
	☐ 個人番号カード ☐ 旅券 ☐ 運転免許証 ☐ その他 () () ☐ 委任状 ☐ 戸籍等確認	☐ 住民基本台帳システム ☐ 戸籍総合システム	

本人通知制度について

- 1 本人通知制度とは、住民票の写し等（注 1）を代理人又は第三者（注 2）に交付した場合、交付した事実を通知する制度です。この制度を利用することができるのは登録者に限り、通知は登録者の住民票の写し等を代理人又は第三者に交付した場合に限ります（同一の住民票等に記載のある者であっても、登録をしていなければ対象となりません。）。

（注 1） 住民票の写し等とは、住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し、戸籍謄抄本、戸籍記載事項証明書、戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面、平成改製原戸籍謄抄本をいいます。

（注 2） 第三者とは、住民票の写しにおいては同一世帯以外の者、戸籍及び戸籍の附票の写しにおいては戸籍に記載のある者、その配偶者、直系親族以外の者であり、個人、法人、八士業（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士）をいいます。
ただし、国又は地方公共団体の関係機関は除きます。

- 2 登録申請等の受付は、西条市役所市民課及び西部支所総務市民課、各サービスセンターの窓口で行います（執務時間内に限ります。）が、次の場合に限り郵送による申請を行うことができます。
 - （1）申請者が疾病その他やむを得ない理由により窓口で直接申請ができないとき。
 - （2）申請者が他の市区町村に居住している場合で、窓口で直接申請することが困難と認められるとき。
- 3 代理人による申請は、次のいずれかの場合に限ります。なお、代理人としての資格を明らかにする書類（戸籍謄本、委任状等）が必要となります。
 - （1）法定代理人による申請の場合
 - （2）登録者本人がやむを得ない理由により自ら窓口で申請することが困難な場合
- 4 登録は、申請の受付の日の翌日（登録日）からとなります。
- 5 通知対象の証明書を変更する場合は、届出をしてください。
- 6 通知書の記載事項は、交付年月日、交付した住民票の写し等の種別及び交付通数並びに交付請求者の種別（代理人又は第三者の別）の 3 項目です。交付請求者の氏名、住所等の記載はありません。
- 7 本人通知制度は、住民票の写し等の不正請求及び不正所得による個人の権利侵害の抑止及び防止の一助とする制度です。この目的以外で当制度を利用しないことに同意の上、登録申請を行ってください。